

# **Media frame analysis of Japan and the Hague Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction: a case study of recent articles in national newspapers in Japan**

Takeshi HAMANO

(Center for International Education and Exchanges)

## **Abstract:**

In an analysis of articles published in Japan's major national newspapers (Asahi, Mainichi and Yomiuri) in the last decade, this paper analyses the framing used in the articles regarding Japan becoming a signatory to the *Hague Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction* (the Hague Convention). Japan has come under strong international pressure to become a signatory to the Hague Convention due to the increase in the number of Japanese nationals who have removed their children to Japan after the breakdown of a cross-national marriage. While the Japanese government has announced its intention to join the Hague Convention in the near future, there are arguments that for the Convention to be effective, Japanese family law must be comprehensively reformed. Some argue that the Convention would assist Japanese parents whose children were removed to another country by an ex-spouse. Others say that in order to protect those who have returned to Japan as a result of domestic violence, more discussion about the Convention is necessary. Meanwhile, legal specialists make arguments about the need to consider the interest of abducted children first. Taking these perspectives into account, this article reveals four frameworks that provide readers with particular ways of understanding of this issue. It also demonstrates the structure of cross-referencing among these four frames.

Keywords: media, frame analysis, Japan, Hague Convention, newspaper,

# 日本の「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）」批准をめぐる報道内容のメディア・フレーム分析：全国紙掲載記事を対象として

濱 野 健  
(国際教育交流センター)

## はじめに

2012年12月に実施された衆議院議員総選挙の結果政権に返り咲いた自民党の安倍晋三首相は、2013年1月に、翌月実施される日米首脳会談に先駆け、国境を越えた子どもの連れ去りを解決するための「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）」の批准に向けた具体的な取り組みを開始すると述べた。<sup>1</sup>この問題については、先の民主党政権でもその批准を目指し、外務省や法務省も独自の審議会を設置、その実現に向けた取り組みが実施されてきた。ハーグ条約の加盟については、2010年5月に当時の菅内閣によって加盟方針が決定<sup>2</sup>、昨年2012年3月には、野田内閣により関連法案と条約承認案が国会に提出にされたが、年末には審議未了で廃案となっている。<sup>3</sup>2012年12月の衆議院銀総選挙でこの問題を政策課題としてマニフェストに取り上げた政党は、未来の党のみであった。<sup>4</sup>しかし、外務省は2013年1月にハーグ条約加盟と、その後の司法制度の改革に関する国際的なシンポジウムを開催、前年度の国会での条約承認案廃案以後も論議が進められてきた。<sup>5</sup>

日本のハーグ条約への加盟は、ここ数年日米両国の懸案事項としてたびたび取り上げられてきた。TPP加盟問題や、普天間基地の移設等に関する両国の経済・安全保障にまつわる問題ばかりではなく、国際結婚により米国に移住した日本人が、夫婦関係が破綻したのち、米国在住の（元）配偶者と子どもの養育や監護についての合意を得ぬまま、子どもを連れて日本に帰国する事例がたびたび取り上げられてきた。このことは日本人による「国際的な子どもの連れ去り」と見なされ、その早期解決が要求してきた。<sup>6</sup>その反対に日本から、外国籍の配偶者に子どもを国外に連れ去られ、その返還を模索するも具体的に依るための制度上の不備が指摘してきた。こうした状況は、近年増加しつつある日本人の国際結婚件数の増加と、それによって当然ながら増加するであろう「国際離婚」<sup>7</sup>がもたらした結果であり、こうしたグローバルな家族の増加と、その中で生じる問題に対して、一国の法制度の枠組みで対処することがますます困難になってきていることを示している。こうした国際的な問題を解決する手段とし

て、日本が未加盟のハーグ条約への加盟は、日米間だけではなく、当条約加盟国である欧州諸国などからも、当該国の市民とその日本人配偶者との間で生じた「国際的な子どもの連れ去り」早期解決に向けて、強く求められてきた。<sup>8</sup>こうした外交の場に加えて、国内外の当事者団体も日本政府に対して条約の加盟を強く訴えている。

この問題は、日本国内で新しい国際法の批准の重要性、それに対応する民法改正の必要性をめぐる論議などを活発なものとしている。法務省は、2011年7月からハーグ条約に関する法制審議会を発足させ、官・民・学連携の議論を継続的に実施している。一方、こうした国際問題の受け入れ機関として、外務省もまた各国政府からの要求を受け入れつつ、実際日本人の「連れ去り」として訴えられている件数の具体的な把握や、条約の加盟に対する国内でのヒアリングや、在外公館での情報提供、条約批准後の中央当局としてのあり方に関する議論を重ねている。また、民間の法律関係者や法学者はもちろん、この国際的な子どもの「連れ去り」に関与している日本国内外の当事者団体もこうした議論に参加し、条約加盟の是非にとどまらず、条約を実際に機能させるための国内の法制度改変への提言に至る様々な論点が示されてきた。

こうした国内外の様々なアクターが関わり合い、日本のハーグ条約の加盟をめぐる議論が交わされてきている。その状況は、この数年国内外メディアで様々な形で取り上げられてきた。そこで、日本のハーグ条約への加盟をめぐる議論が生じた過程や、条約の是非をめぐる論点は、メディアによる報道の中でどのように現れ、そしてどのように変遷してきたのだろうか。本稿では、日本のハーグ条約加盟問題を対象としたメディアの「フレーム」を横断的に分析し、近年、日本国内でこの問題に対する関心がどのように理解されてきたのかを把握する。その主な分析対象に、日本国内の主要な全国紙（朝日新聞・毎日新聞・読売新聞）における、日本のハーグ条約加盟をめぐる問題に関連する記事をつかう。この問題について掲載された記事を横断的に分析し、そこで構築されているフレームがどのように分類可能なのかを論じることは、こうしたフレームの背景に、現代の日本社会における規範や価値観がどのように反映しているのかを考察するための手がかりとなる。方法として、各紙のデータベースを利用し、「ハーグ条約」をキーワードとして全文検索で抽出した記事を分析の対象とする。抽出した掲載記事の発行機関は、1993年1月1日から2012年12月31日までとした。だが、実際にこの問題に関連する記事が散見されるのは2000年代半ばからであり、本稿で引用及び分析する記事もこうした比較的近年の記事を中心とする。

### カルチュラル・スタディーズ以後のメディア・フレーム分析

現代社会においてメディアに注目することとは、テクノロジーの発達を論じるだけではな

日本の「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）」批准をめぐる  
報道内容のメディア・フレーム分析：全国紙掲載記事を対象として

く、われわれがますますそれに依存した生活を営んでいることを理解することである、今日のメディア研究の重要性について、シルバーストーンは、メディアが現実世界の政治的、経済的な問題を映し出すだけに留まらず、われわれの社会的、文化的な次元としても研究する必要性があると主張している。<sup>9</sup>こうした「経験のテクスト」としてのメディアの理解は、内容の送り手とオーディエンスの、互いに異なるコンテクストでのメッセージの再解釈、という動態的な相互作用に注目するだろう。<sup>10</sup>例えば、ホールの「エンコーディング・デコーディング」理論は、こうしたメディアの批判的な読み方を理論化したものである。<sup>11</sup>このホールの理論が明らかのように、今日のカルチュラル・スタディーズにおけるメディア研究は、こうしたメッセージを介した「オーディエンス」と「送り手」の相互作用に注目し、その交渉過程を実現させるための社会的な諸条件に注目してきた。<sup>12</sup>また、吉見は日本の大衆文化研究を批判的に検討し、マス・メディアに媒介された現代社会を、資本主義社会における大衆のコミュニケーション装置として把握することを試みている。<sup>13</sup>この過程にも、それぞれ異なる文脈により絶えず交渉が実践されている條状で、メディアによるコミュニケーションを介して、特定の規範や価値観の共有を確認しあう社会的行為が行われると見ることができるだろう。

このように、現在のメディア研究は、社会の中で多様な媒介を通じたコミュニケーションのあり方に注目し、その結果社会がどのように再帰的に構築されているのか、という点に注目している。ある一つのメディアを通してやりとりされる、特定の社会問題に関する情報は、送り手の意味づけ（コーディング）に一方的に支配されるだけではなく、多種多様な文脈に置かれているオーディエンスによる、それぞれの異なる立場からの再解釈をとおして、多様な意味解釈を盛り込んだメッセージが発信される。そこで、このハーグ条約問題と、それに関連した一連の報道を、日本と当該国をめぐる外交問題や、法制度の不備、あるいは当事者たちの直面した私的な（個人的な）問題を記載した内容とばかりとしてとらえるには不十分だといえる。この問題のメディアの表象を分析することは、現代社会の一つの様相を浮き彫りにすることに繋がる。とりわけ、特定の社会問題に対するメディア表象の横断的な分析、という方法論は、「ハーグ条約加盟問題」という一つのメッセージを通して、その一つのメッセージが社会でどのように意味づけされ、解釈され、そして新たな意味を付与されてきたのか、という再帰的な過程を把握できることである。

本稿で具体的な考察の対象とするのは、こうした掲載記事の「語り口」あるいは「フレーム」であり、そこで論じられている内容、とりわけこのハーグ条約問題の議論の中心となっているような、日本国内の司法および法制度に関する批判的な分析を目的としたものではない。ゴフマンによれば、フレームとは、ある特定の状況を支配する原理に沿って組み立てられた、その状況についての定義であり、それはわれわれが主体的に関与する社会的なものとされてい

る。<sup>14</sup>フレームとは、個人が置かれた社会的な状況を把握するための認知的枠組みともいえる。それは、環境（社会）から与えられた状況を定義し、理解し、そしてそれをもとに他者とコミュニケーションを実践するための舞台設定である。個人はこうした既存のフレームに受動的に従うだけではなく、フレームの維持や変化に対して主体的に関わる。その点でフレームは社会的な産物である。ゴフマンのフレーム分析の手法は、メディア研究にも早くから導入されたが、その理論化については決定的なものが見えにくい、多種多様なものとなっている。<sup>15</sup>メディア・フレームとは、マスコミなどの報道する側（送り手）から与えられる、提供された情報に対する一つの解釈の枠組みであり、そのフレームに注目することで、送り手は何を選択・強調し、それと同時にどのような情報や視点を排除しているかを明らかにする。また、このことは、複雑で多面的な情報を一定の解釈に沿った内容に置き換えて伝達するという機能を果たす。<sup>16</sup>さらに、このメディア・フレームの特徴として、送り手のフレームが必ずしもコミュニケーションの過程で支配的になるとは限らず、オーディエンスにより好意的に受容されるためにも、広く社会的に支配的な価値観や通念を反映した、オーディエンスを前提としたフレームが形成されることもある。<sup>17</sup>

マス・メディアによるメッセージの伝達過程では、こうしたフレームそのものが一定の解釈を要請しながらも、そのフレームが社会的な規範や通念觀に影響されて再帰的に変容していく。こうしたメディア・フレーム分析における送り手とオーディエンスの相互関係や、社会的規範に影響されて変容するメディア・フレームに対する方法論的アプローチについて、シェアフィルは先行研究を以下の4つに類型化している。<sup>18</sup>

- (1) 従属的な変数としてのメディア・フレーム分析 (media frame as dependent variables)
- (2) 独立的な変数としてのメディア・フレーム分析 (media frame as independent variables)
- (3) 従属的な変数としての個人（オーディエンス）のフレーム分析 (individual frame as dependent variables)
- (4) 独立的な変数としての個人（オーディエンス）のフレーム分析 (individual frame as independent variables)

この類型化によって従属的な変数 (dependent variables) として定義されたフレームは、送り手の提供する独立したフレームの効果以上に、それが社会的な文脈の影響を強く受け、その結果フレームが再帰的に変容を生じやすい点に注目する。カルチュラル・スタディーズにおけるメディア研究が重要視している、オーディエンスの能動的な解釈の過程についても、メディアそのものが内在するフレームを、送り手とオーディエンスの権力関係に注目しつつ ((2)

## 日本の「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）」批准をめぐる 報道内容のメディア・フレーム分析：全国紙掲載記事を対象として

がこれに該当する）、オーディエンスの文脈に由来するフレーム（(3)がこれに該当する）に注目している。ウィリアムズは、「生産手段としてのコミュニケーション手段」と題された論文において、メディアによるコミュニケーションのあり方は、今日の社会条件を反映した生産的な過程であると見なした。<sup>19</sup>そこでは、「コミュニケーション手段は、それ自身が生産し、一般的な生産力によって生産・再生産される一般的な社会関係との間に多様な関係を持つ」ものとして捉えられる。<sup>20</sup>この側面からフレーム分析を行うことで、報道メディアに見られる様々なフレームが、われわれの社会の価値や規範をどのように反映して、その結果構築されたものか、こうした生産的なコミュニケーションの容態を考察することが可能になる。

本稿の理論的な枠組みは、シュフェルが提示したフレーム分析の四つの類型のうち、どちらかといえば(1)の類型にまとめられた研究（従属変数としてのメディア・フレーム）の延長上に位置づけられる。その理由は、本稿の目的が、新聞記事当方同内容のフレームが、取り扱う問題に対する社会意識の変化の影響をどのように被っているのかを、横断的に分析することを目的としているからである。また、本稿の分析視点は、特定のフレームの形成に寄与するようなシンボリックな装置（i.e. メタファー・キャッチ・フレーズ、決まり文句等）のテクスト分析を実施するものではない。<sup>21</sup>こうして厳密に類型化された中でのメディア・フレーム分析を実施する一方、メディアを介したオーディエンスと送り手の双方向的なコミュニケーションや、提供されたフレームに対する、オーディエンス（読者）のデコーディングに対する視点（(3)や(4)）が背景化してしまう点に留意しておかなければならぬ。その批判点を十分に理解した上で、以下、資料（全国紙掲載記事）における、日本のハーグ条約加盟をめぐる報道のメディア・フレーム形成に注目すると同時に、その類型化を試みる。

### ハーグ条約への加盟をめぐるこれまでの流れ

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（Hague Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction, 以下、ハーグ条約）とは、子どもが国境を越えて強制的な連れ去りにあった場合、それを速やかにその常居国（habitual residence）へと送還するためにもうけられた多国間条約である。条約は全45条からなり、オランダのハーグ国際司法会議にて1980年10月25日に発効された。<sup>22</sup>2012年末現在で89ヶ国が加盟している。また、韓国でも2013年の3月より条約の効力が発生する予定となっている。<sup>23</sup>条約の原文は英語およびフランス語で書かれているが、外務省により和訳が作成されている。<sup>24</sup>この条約では、両親が国境を越えて子を奪い合う状況を問題と見なし、その中で「子の利益」（福祉、interest of child）を最も重要と見なし、批准国の間でその早期実現を実施することが目的とされている。

このために必要な子の監護権（親権）については、子どもの常居国で決定することが望ましいとの判断から、一部の例外（返還拒否）の可能性も酌量しつつ、できる限り子どもをそれまで住んでいた国に戻すことが求められることとなる。<sup>25</sup>子どもが返還後に身体的・精神的リスクを抱える場合や、子自身が返還を拒否した場合、あるいは連れ去りから一年以上経過し新しい環境になじんでいる場合は返還拒否できるとされる。<sup>26</sup>

この条約の批准後、将来的に具体的な対応窓口（中央当局）となる外務省に、2011年3月に日本弁護士連会による調査報告書が提出されている。<sup>27</sup>批准国の判例を分析したこの調査報告書では、各国の判例の相違点などにも注目した内容となっており、日本がハーグ条約を批准した場合の参考事例が挙げられている。一方、法務省でも政府によるハーグ条約加盟の意向が具体的になってきた2011年以来、法制度審議会を継続的に実施している。ここでも、先の日弁連の報告書と同様に、有識者によるハーグ条約についての具体的な情報提供、その執行に対し各國の状況の報告などが提出された後、<sup>28</sup>条約に基づく具体的な制度の確立とその執行、および国内法との調整が詳細に議論されている。

こうした有識者を中心とした議論に加え、外務省は2010年5月から11月にかけて、外務省および関係在外公館のホームページにて、国際的な子の移動に関する問題の当事者となった日本人を対象にアンケート調査を実施した。翌年2011年2月に報道されたアンケート調査結果では、64件の回答が得られている。<sup>29</sup>子を連れ去った事案は18件、連れ去られた事案は19件、子を連れての移動制限を受けている事案は27件であった。国別では米国関係が26件、オーストラリア関係が9件、カナダ関係が7件であった。ハーグ条約の加盟の是非については、賛成22件反対17件という結果であった。条約に肯定的な意見は、国際結婚の増加に伴うルール作りの必要性や、連れ去られた子どもを取り戻すことができる、あるいは外国にいる子どもとの面会交流に際して現地当局の協力が得られる等があった。一方、否定的な意見としては、条約が日本文化になじまない、DVからの避難者を守ることができない、外国で現地配偶者に有利な裁判が実施される、現在すでに日本で暮らしている子どもが連れ戻される、といった意見が寄せられている。現在（2013年1月）日本政府はハーグ条約への加盟を支持しており、また後に見るよう、メディアでもこの条約の批准の必要性を様々な理由から支持するような論調が大半を占めている。だが、このアンケート調査が実施された段階では、調査用紙に回答した当事者たちは、条約加盟について賛否両論の立場をとっていた。<sup>30</sup>

このほかにも、日本のハーグ条約加盟とその後の国内法の整備をめぐって、法学者などの間で様々な論点が提出され、定期的なシンポジウムなどが開催されたり、様々な論考が提出されたりしている。例えば、日本弁護士連合会は2011年に、実際に国際的な子どもの連れ去りに対応した経験のある弁護士に対するアンケート調査を実施し、その成果を報告している。<sup>31</sup>2012

日本の「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）」批准をめぐる  
報道内容のメディア・フレーム分析：全国紙掲載記事を対象として

年4月には関西大学法学部にて「ハーグ『子の奪取条約』と国内法制」題されたシンポジウムが主催された。<sup>32</sup>また、この問題についての出版物が刊行されたり<sup>33</sup>、法律や国際問題に関するジャーナルでも特別特集などが組まれたりするなど、ハーグ条約についての日本語での解説や、日本が条約に加盟することの重要性などが論じられている。<sup>34</sup>2011年に改正された民法（家族法）、そしてハーグ条約加盟後の親権や監護権やその実務に向けた出版物も刊行されている。<sup>35</sup>また、ハーグ条約の批准をめぐる国際的な問題は、日本国内の民法改正に関する議論も活発にした。とりわけその批判は、ハーグ条約およびその批准国で標準化されている子どもに対する離婚後の共同親権が、2011年に改正された民法でも未だに実現されなかつた点を問題視している。<sup>36</sup>現在では、国外（米国等）で日本へ連れ去られた子どもたちの即時返還を求め国内外でロビー活動を実施している「連れ去られ親（Left Behind Parent, LBP）」たちの団体もまた、日本のハーグ条約加盟と併せ、民法改正が問題の根本的な解決のために必須だと訴えている。<sup>37</sup>現在、日本のハーグ条約加盟をめぐる問題が社会的に広く知れ渡ったことは、国内で離婚・別居後も、子どもとの自由な面会交流をもとめる親たちの活動にも影響を与える。<sup>38</sup>

ハーグ条約をめぐるメディア・フレーム：国内の全国紙掲載記事より

本節では、国内の全国紙（朝日新聞・毎日新聞・読売新聞）の記事を分析対象として、それを時系列的にあつかいながら、ハーグ条約をめぐる報道内容のメディア・フレームを大まかに類型化することを試みる。フレームの類型化により、この問題のメディア・フレームを生産するための国内外の政治的、社会的な事象や条件にむけた将来的な考察の一助とする。こうしたフレーム分析を通して、ハーグ条約加盟をめぐる国内世論が、どのような社会意識や価値を持って、この問題に注目しているか、あるいはしてこなかったのか、それらを明示することを試みる。そして、本稿では以下の図に基づくメディア・フレームの類型化を行い、それぞれのフレームに該当する事例を具体的に記述していく。

図1では、本問題の報道を4つのフレームから分析している。このフレームは、「推進・改革」と「留保・停滞」を縦軸に、を「国際問題」と「国内問題」横軸とした4つのマトリックスに納めることができる。図中の小さな矢印の向きは、時系列的に見て、各フレームが参照するフレームを示す。メディア・フレームの先行研究では、フレームの変動を時系列的に捉える分析が試みられている場合もあるが、<sup>39</sup>本稿ではそれぞれのフレームを自立したものとして捉えるのではなく、互いのフレームの生産に相互に影響をおよぼし合う側面を強調するため、平面的なマトリックスでの類型化を実施した。「①：問題の顕在化と、その解決にむけた条約加

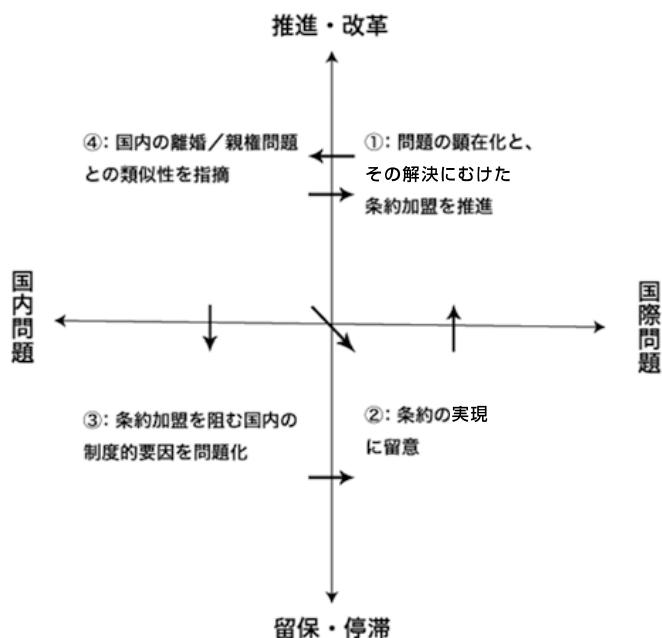


図1. ハーグ条約加盟をめぐる新聞記事のメディア・フレーム

盟を推進するフレーム」は、国際的な子どもの連れ去り問題について解説し、その解決のためのハーグ条約加盟問題を外交上の問題として強く意識させ、その事態の解決に向けた条約批准を積極的に推進する。「②：条約の実現に留意するフレーム」は、条約加盟の重要性を認識しながらも、現在あるいは将来何らかの理由で子どもを連れ去った日本人（とりわけ現地配偶者からのDVから逃れるために日本に批判せざるを得なかつたと訴える女性たち）を保護できるのか、あるいは子どもを現地に送還した後に、外国人である日本人にとって海外の裁判で改めて争うことの不利などを理解するように求めるフレームである。「③：条約加盟を阻む国内の制度的要因を問題化するフレーム」は、国内の諸事情や政治的混乱などにより、条約加盟への様々な妨げが発生していることを把握するフレームである。そして最後の「④：国内の離婚／親権問題との類似性を指摘するフレーム」は、国内の家族・結婚観やジェンダー意識、そして離婚後の子育てをめぐる意識の変化などを取り上げ、この問題が国内社会の問題とも密接なつながりを持つことを強調する。以下、これらの4つのフレームにそって、近年の日本国内でのハーグ条約加盟をめぐる報道内容を分類していく。

#### フレーム①：問題の顕在化とその解決に向けた条約加盟を推進するフレーム

このフレームは、国際舞台における日本の外交問題としてのハーグ条約問題を顕在化させる。それを、当該国（とりわけそれを強く主張する米国）との外交関係と見なし、ハーグ条約

日本の「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）」批准をめぐる  
報道内容のメディア・フレーム分析：全国紙掲載記事を対象として

の加盟による問題の解決を支持する。初期の報道では、まだ広く知られていないこの問題についてなるべく多様な情報を集めて、客観的な内容で構成されたような内容が多くを占める。まだ広く社会に認知されていない問題に対し、できる限り情報の提供を行い、事態の啓発に努めようとするために用いられていると見ることができる。ハーグ条約に関連する国際的な子どもの連れ去り問題に最初に言及しているのは朝日新聞である。2004年3月22日に、米国保健福祉省長官トミー・トンプソン氏によるオピニオンが掲載され、日本のハーグ条約加盟の必要性を訴えている。<sup>40</sup>それから4年後、朝日新聞2008年5月8日朝刊で、「離婚…子に会いたい、親たち連携、「共同親権」求める動き」として、離婚後子どもに会えなくなった親たちが、子どもへの面会交流を求めて活動している状況が報道されている。<sup>41</sup>この記事で最初に取り上げているのは、国内で起きた元配偶者による子どもの連れ去りと、民法で規定された離婚後の単独親権が子どもと離れてしまった親の子どもへの面会交流を著しく困難にしていることなどが取り上げられている。また、こうした事態を開拓するために、国内で活動している団体などが紹介されている。こうした記事の間に挟まれるようにして、国際離婚がもたらす国際的な子どもの連れ去りについて言及されている。具体的には、同年3月にカナダ大使館で開催されたシンポジウムで、カナダからの日本への子どもの連れ去りが、両親による国外への子どもの連れ去り件数でトップにあること、日本の裁判所がその解決に向けて積極的ではないこと、そのため現在日本がハーグ条約を批准するように求めていること、等が記載されている。

翌日5月9日の夕刊で、離婚後の子どもの連れ去り問題が再掲される。ここでは先のカナダの事例が具体的に書かれ、国際結婚夫婦の破綻により生じる子どもの国際的な連れ去りと、それに対して政府がハーグ条約の批准の検討を始めたことが報道されている。<sup>42</sup>ここでは、「日本では知らない問題だが」として、この問題の新規性を強調した上で、国際的な子どもの連れ去りが国際問題として急浮上していること、その背景に日本がハーグ条約に加盟していないことが指摘されている。その背景に、近年著しく増加している国際結婚が影響しているとみている。同年9月には、読売新聞でもこの問題が取り上げられた。<sup>43</sup>

毎日新聞では、同年10月25日にハーグ条約に関する記事を掲載している。専門編集員による論説として、国際結婚の破綻に伴う子連れでの帰国が日本と当該国との間で外交問題となっていることが紹介されている。こちらでも国際結婚の増加がこの問題の要因となっていることを指摘し、先ほどのカナダ大使館のシンポジウムや、他の個別事例を掲載している。この記事では、DVや現地での離婚裁判の難しさを背景に、子どもを連れて日本に帰国した女性の事情も酌量するような内容が見られる。<sup>44</sup>翌週には同じ問題を取り上げた記事が再度論説として掲載されている。<sup>45</sup>そこでは、ハーグ条約の批准に積極的な専門家の意見を探り上げるとともに、現在日本国名でも家族のあり方が変化し、男性も子育てに積極的に参加している状況を踏まえ

て、この国際問題を捉えるような内容で締めくくられている。

初期の掲載記事から見えてくるのは、当時日本社会でほとんど可視化されていなかった問題を、客観的に紹介する内容だけではなく、国際的な問題を身近に引きつけるために、フレーム④が示すような、国内の離婚後の親権や子どもの面会交流に関する問題を参照するという内容である。例えば朝日新聞などでは、日本国内で、子どもの面会交流や共同親権の実現を求める団体の活動を紹介し、この問題が社会で身近な問題となりつつあることを示唆している。こうした初期の報道では、できる限り幅広い情報を集めて、この問題を具体的に描くという意図を含んで構成されているために、この中に後のそれぞれの独立したフレームを構成するようなトピックが含まれている。

このフレームには、この国際問題の顕在化という視点から、新聞紙面で定期的に「解説」や「解題」として報道されるような、ハーグ条約そのものに対する情報提供も含む。また、日本から連れ去られた子どもたちを取り返すことの困難や、<sup>46</sup>日本に連れ去られた子どもの「奪い返し」による誘拐罪での逮捕劇や、<sup>47</sup>逆に日本人が旧居住地に帰国した際、子どもの誘拐罪で逮捕された、などの報道も含まれる。<sup>48</sup>朝日新聞2009年10月17日付の記事では「欧米「日本も条約を」国際離婚の破綻、トラブル増加」というタイトルで、駐日米国大使ら欧米8ヶ国の大使らが法務省を訪れ、千葉法相（当時）に、条約加盟を強く訴えたことなどが掲載されている。<sup>49</sup>また、条約加盟の必要性として、同年9月に福岡県柳川市で発生した米国人男性の子どもの「連れ去り」事件に言及し、こうした問題の解決に向けた具体的な制度の必要性が訴えられている。他にも、「国際離婚後の子供連れ去り、米下院が日本非難決議」（朝日新聞2010年10月2日）、「国際結婚の破局による子どもの連れ帰り、日本に対応要求キャンベル米国務次官補」（朝日新聞2011年2月3日）や、「日本のハーグ条約加盟を要望11カ国・機関の大半」（朝日新聞2011年2月10日）、等の報道が行われている。<sup>50</sup>こうした外圧についての報道は、例えば2011年フランス上院により出された日本政府に対しての決議、日本に住む子どもに会えないことを理由に自殺した父親の事例など、具体的な出来事を取り上げるなどもしている。<sup>51</sup>

フレーム①は、ハーグ条約の国際問題としての位置づけから、日本政府が課題として取り組んでいる様々な外交問題と並列に論じられている内容を含む。具体的には、日本のTPP加盟や経済連携協定（EPA）問題や、普天間の米軍基地の移設問題と並列して報道されていることなどである。他にも、2011年2月16日付の朝日新聞では、駐日仏大使へのインタビューが掲載され、ハーグ条約の加盟とEUと日本との経済連携協定（EPA）へ交渉について並列で述べられている。<sup>52</sup>2011年3月11日の読売新聞の掲載記事にて、松本外相（当時）の外交政策基本方針移を掲載した記事が取り上げられ、普天間基地移設問題、日中の安全保障に関する問題、北方領土問題、などとともに、ハーグ条約加盟の可能性が言及されている。<sup>53</sup>2012年4月30日

日本の「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）」批准をめぐる  
報道内容のメディア・フレーム分析：全国紙掲載記事を対象として

に実施された日米首脳会談に関する記事でも、野田首相（当時）とオバマ大統領の間で議論された内容の中にハーグ条約が含まれておりながら、国内ではその批准に向けた動きが遅々として進まない、とも報道されている。<sup>54</sup>また、毎日新聞2012年5月9日の記事では、米国内で日本人の北朝鮮拉致問題と、日本人の親によるアメリカからの子どもの連れ去りを結びつけて考える動きがある、というキャンベル米国務次官補の発言についての報道に対し、米国務省から釈明が掲載されるなど、日本のハーグ条約加盟は、日本が対峙している様々な外交問題一つとして位置づけられている。<sup>55</sup>

このフレーム①では、国際問題としての視点から、グローバル化に伴う国際家紗（そして国際離婚）に関するルール作りの必要性や、その中で最優先されるべき「子どもの利益」として概念化された、普遍的な人権意識の啓発を主軸とした内容も含まれる。そこでは、国際的な涉外離婚訴訟に関わった経験のある弁護士や、日本の単独親権制度や既存の保守的な家族観を批判し、国際的な基準に則った条約加盟の必要性を積極的に推進する法学者などいわゆる「専門家」による意見や、「正確な知識」の提供が行われている。2009年11月20日付けの朝日新聞に掲載されたオピニオンでは、条約加盟の必要性を積極的に訴える国際弁護士のオピニオンが取り上げられ、国際結婚の破綻後に親から引き離された「子どもの人権」を守ることの必要性を訴えている。<sup>56</sup>同新聞2011年6月23日のオピニオン欄には、この問題に対して国内外でたびたび問題提起を発信している法学者のコリン・ジョーンズ氏による論考が掲載されている。ここでは、ハーグ条約の目的が、「両親の間のDVの如何に関わらず、ひとたび子どもを本国に送還すること」と解説し、その上で「子どもの利益のために設計された」条約の趣旨を理解するよう求めている。<sup>57</sup>

## フレーム②：条約の実現に留意するフレーム

この類に属するフレームは、ハーグ条約の加盟に一定の理解を示しながらも、DVの問題や、異なる文化の間でそれが持つ家族観、不慣れな海外で離婚裁判を争えるのか、といった当事者の直面する状況も考慮する必要もあるのではないか、とした「早急な決断の留保」を提供している。当然ながら、このフレーム②は、先のフレーム①で扱われた内容の影響を強く受けた内容で構成されている。その点では、フレーム①が国際問題としてのハーグ条約加盟問題を顕在化したのに対して、フレーム②は、その具体的な内容や課題に触れる。ただし、この中には、慎重な対応を求めた上で条約加盟を支持する立場から、むしろ積極的に批准を反対するような内容を含む。朝日新聞では、2009年7月15日掲載記事で、ハーグ条約加盟について加入に積極的な意見と留保な意見の両方がそれぞれの根拠を指摘しながら掲載されている。<sup>58</sup>この記事は「国際結婚が破綻した場合、一方の親が勝手に子どもを国外に連れ出さないよう定めた

条約に加わるよう、欧米諸国が日本政府への圧力を強めている」という書き出しで始まり、こうした国際的な子どもの連れ去りの背景には、DVや個別の家族の異なる家族観を考慮しなければいけないため、日本政府が対応に苦慮している、と報道されている。2011年3月8日付の毎日新聞社説では、ハーグ条約加盟に対する欧米からの圧力が強まっているのは、未だ十分に把握されていない、日本人親による国際的な子どもの連れ去りの増加がその影響にあるしながらも、条約加盟国と日本では異なる親権制度や、DV帰国者の保護、その中で「自国民の検疫」をどう守るのか、という政治的な判断が必要とされている、と述べている。<sup>59</sup>

また、こうした留保を提示するため、具体的に何らかの形で日本への／日本からの子どもの連れ去りを経験した当事者たちへのインタビューなどが掲載される。例えば、イギリスに子どもを連れ去られてしまった日本人女性を取り上げ、条約の締結の必要性を紹介しながら、他方で国際離婚を多く手掛けた経験を持つ弁護士による、この連れ去りは多くの場合DVが関連していることから、条約の加盟には慎重であるべきだという意見を掲載している。また、仮に条約を結ぶとしても、日本における離婚後の単独親権と、欧米における共同親権のあり方が代表する「異なる家族観」が問題化することを取り上げている。2011年5月20日に菅内閣が条約加盟を閣議了解した翌日21日付で朝日新聞に掲載された記事は、「子の福祉、どう守る、ハーグ助役加盟へ閣議了解 親には賛否両論」という見出いで、条約加盟を支持する当事者だけではなく、元配偶者による自分自身だけではなく子どもへのDVから逃げてきた、とする女性のコメントを掲載している。<sup>60</sup>条約の例外措置（子の返還拒否）の要件としてDV等が考慮されたとしても、海外の裁判所で改めて子どものDVを証明することは困難ではないか、そのことに日本政府がどの程度具体的な支援をしてくれるのだろうか、と彼女の不安の声を取り上げている。

2009年11月24日の朝日新聞では、オーストラリアから子どもを連れて帰国した大阪在住の女性のインタビュー記事を掲載している。<sup>61</sup>ここでは、彼女が「何もかもすべて逃げるしかなかった理由」が掲載されている。子どもが離れた両親と面会交流できる形が理想的であるしながらも、彼女の子どもが父親に会いたがらないとした事例や、その上でもなお、子どもへの面会交流をめぐっての度重なる離婚訴訟に彼女が精神的に疲弊したことを取り上げ、同じような状況で日本に戻った女性たちの状況を理解してほしい、条約に加盟するならば、そうして海外で疲弊した彼女のような女性たちの十分に救済も検討してほしい、と締めくくられている。2011年4月27日に毎日新聞に掲載された記事では、関西在住の子どもを連れて帰国した女性を取り上げ（おそらくは朝日新聞2009年11月24日付けの記事でインタビューに応じた女性と思われる）、様々な事情から帰国せざるを得なかつた女性を条約の加盟で守れるのか、という声を取り上げている。<sup>62</sup>また、条約締結後に前居住国で裁判になった場合、生活基盤がないことで圧

日本の「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）」批准をめぐる  
報道内容のメディア・フレーム分析：全国紙掲載記事を対象として

倒的な不利に立たされること、そして日本で現在育っている子どもを別の国に再び移すことになる、子どもへの負担などを主張している。

2011年5月20日に菅内閣によってハーグ条約の加盟が閣議了解した後、ハーグ条約に関する情報提供や、その具体的な目的が紹介され、政府がその加盟に向けて積極的に動き出すにつれて、ハーグ条約の中で最も重要とされる「子どもの利益」を守ることが具体的に何を意味するのかといったような内容が現れるようになる。こうした報道も、ハーグ条約加盟問題を支持しながらも、「子どもの利益」や「DV被害者の保護」を具体的に実現するための、そしてそれに即した「返還拒否」の条件の具体的な設定などに対して、十分な議論が必要であるとする。例えば、2012年1月24日に毎日新聞に掲載された「ハーグ条約：子どもの幸せ守る制度に」と題された社説では、法務省でハーグ条約加盟後の法制度の整備に対する法制度審議会が始まったことを受け、審議会によって作成された要綱案を検討されている。<sup>63</sup>その中で、欧米諸国から疑問視されながらもDV被害による親子の帰国を配慮した内容などを評価し、条約加盟に伴う法制度が、「自国民の保護」と「子どもの利益」を守ることを両立させることに期待している。また、条約に基づく「返還命令」の判決が実際には7割程度で、残り3割のケースが個別の事情を酌量した結果の「返還拒否」であったことを挙げ、条約の加盟が必ずしも連れ去られた子どもの返還にあたるわけではないことを記載している。同日に読売新聞で掲載された社説でも、「大事なのは、日本に子連れで戻ってきた親が返還を拒否できるのはどのような場合なのか、を明確にすることである」としながら、条約の加盟により、日本に／から連れ去られた子どもの返還に対する迅速な手続きが可能になること重要性を指摘している。<sup>64</sup>

フレーム②に属する報道は、条約加盟については慎重な態度を見せた上で支持の立場をとるような内容が多いが、具体的に実行力のある内容にするためには、条約の加盟だけではなく、国内の制度の改正にも触れる必要があることなどを訴える内容となっている。また、子どもの返還の是非を判断する際に重要な、「子どもの利益」と、DVからの避難者に対する配慮などの具体的な判断条件を、どのように反映させるのかについてより詳細な議論を進める必要があるという理解の枠組みを提供している。しかし、こうしたフレーム②の報道内容は、ややもすればハーグ条約の批准に対して必ずしも積極的とはいえない論調となる場合もあり、その点においてフレーム①と対立する場合がある。<sup>65</sup>

だが、ハーグ条約という国際法が日本でローカライズすることの重要性は、日本国内でも未解決のままにある婚姻関係破綻の後の子どもの連れ去り、面会交流や共同親権の問題に目を向けるだろう。あるいは、こうした国内の社会問題との類似性を指摘することで、このハーグ条約問題への関心を深め、その理解を支えるためのフレームに結びつく。そこで、このフレーム②の内容が、後のフレーム④の内容と影響し合うことを指摘しておく。ここでは、条約に基づ

く、子どもの返還要求とその後の裁判、そしてそれに対応する中央当局の役割の明確化、そして国際条約を日本で具体的に機能させるための国内の法律や制度の改革について、同様の理解の枠組みでとらえられるからである。

#### フレーム③：条約加盟を阻む国内の制度的要因を問題化するフレーム

このフレームは、比較的独立したフレームである。このフレームが直接参照するのは、主にフレーム②である。一つには、現在の日本の法制度や家族や子どもに対する社会観などのため、条約の加盟に向けた動きが具体的に進まない、あるいは条約加盟後も現実的に機能しないことを明示するフレームである。例えば、2011年5月26日に朝日新聞に掲載された「ハーグ条約遵守、日本を疑う声も、米下院公聴会」という見出しで、この問題に関する米下院公聴会の小委員長が、仮に日本が条約に加盟しても様々な理由をつけて条約を骨抜きにする可能性がある、という懸念を表明している。<sup>66</sup>また、現在日本から子供も返還を求めて裁判中の、米国人男性のインタビューをとりあげ、「我が子の返還について、日本の在米公館は一切協力してくれなかつた」という不満の声を掲載している。

次いで、2012年以降国内の政治状況が錯綜した中、3月に野田内閣により国会に提出されたハーグ条約の承認案についての論議が国会で遅々として進まないとする報道についても、このフレームが適用できる。このことは、国内問題、具体的には国内政治の問題にハーグ条約をめぐる議論が巻き込まれたというあつかいとなる。そこで、2012年度末に国会が終了した際に、結局は条約加盟についての法案が審議未了で廃案とされたという内容を含む。例えば、「ハーグ条約、審議進まず、野田首相、早期締結を対米公約」と題された朝日新聞2012年8月7日付の記事では、消費増税法案をめぐる与野党の対立により、ハーグ条約を含めた他の法案や条約の成立が難しくなっている、と報道されている。<sup>67</sup>その後、8月25日の記事では、野党による「サボタージュ国会」により法案の審議が滞り、ハーグ条約の加盟法案は衆院外務委員会で審議入りすらしていないことが報道されている。<sup>68</sup>一方で、与党民主党が真剣な議論に応じていないためだと非難するような記事も見受けられる。<sup>69</sup>9月に閉会した通常国会、そして11月16日閉会した臨時国会では、ハーグ条約加盟法案を含めて91法案と7条約が廃案とされたと各紙一斉に報道され、2012年度年度末にハーグ条約加盟をめぐる動きが一端停止したことが伝えられている。<sup>70</sup>

#### フレーム④：国内の離婚／親権問題との類似性を指摘するフレーム

このフレームでは、ハーグ条約加盟問題を、国際結婚の破綻にまつわる少数の事例としてだけではなく、日本の現在の民法の離婚後の単独親権制度に直接結びつく問題として取り上げて

日本の「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）」批准をめぐる  
報道内容のメディア・フレーム分析：全国紙掲載記事を対象として

いる。このフレームは、離婚後の子どもの連れ去り問題を、外交や国際問題といった問題から、より広範囲な国内の社会問題として捉えるための視点を提供しているフレームである。時系列的には、このフレームはハーグ条約加盟問題が発生した当初、新しい事象を理解するための参考としてフレーム①に参照され、時系列が進むにつれ、フレーム今度はフレーム①から③を参照するという循環的な関連性を通して、やがてはフレーム④の内容は国内外の多くの問題や現状を参照した内容により構成される。特にフレーム①とフレーム④の関係は、国際問題の理解を深めることが、同時に国内にも共通する問題を明示する、という相互的な理解につながる。

この問題を比較的初期に取り上げた朝日新聞では、まず日本国内で子供の面会交流や共同親権の実現を求めて活動している人々を取り上げている。<sup>71</sup>また、この問題について専門編集員により毎日新聞にて定期的に掲載されたコラムでは、ハーグ条約問題を考えるにあたり、現代日本の家族間の変化についても意識する必要があるとされている。<sup>72</sup>そこでは、「若い世代は家事・育児分担があたりまえで、共同親権という考え方にも違和感は少ないのでないのではないか」という意見が述べられている。また、ハーグ条約の加盟には日本の民法改正（離婚後の共同親権への移行）が前提であるべきだということ、そして『母親が子を引き取るのは日本固有の家族観』ではない」として、現行の法制度や、母親による子連れ別居の文化的正当化に対して批判的な論調となっている。

読売新聞では2010年1月26日から4回連続で「離婚後の親子」と題されたルポを掲載している。この記事では、近年日本における国際問題として認知されてきたハーグ条約問題に端を発する、離婚後の子どもの親権問題を様々な角度から取り上げている。<sup>73</sup>特に、この問題では国際問題としての子どもの連れ去り問題やハーグ条約加盟問題と並行して、日本国内でも子どもの面会交流や共同親権制度への移行を訴えている人々や団体を取材し、この二つの事象の共通の問題構造を横断的に取り上げている。その後も、同紙はハーグ条約加盟問題を日本国内の現在の単独親権制度の問題に直結した課題である見なした記事を継続的に掲載している。<sup>74</sup>2012年10月23日付の読売新聞の連載記事では、離婚後に会えなくなった自分の娘を誘拐して、執行猶予の判決を受けた日本人男性の「なぜ自分の子どもに会えないのか」という声を掲載している。<sup>75</sup>また、ハーグ条約に直接関わる事例として、2011年度末に日本から以前の住居国の米国に一時帰国した際、帰国の際に日本に連れて帰った子どもの誘拐犯として空港で逮捕された女性へのインタビューを実施している。この女性は、その後娘を米国の父親の元に返還するという司法取引に応じた結果実刑を免れたが、「まさか、逮捕されるとは思いませんでした」と記者に語っている。こうした国内外両方の事例に、日本における子連れ別居の黙認があるとして、ハーグ条約に詳しい弁護士の専門的な意見をとりあげ、ハーグ条約加盟問題が国内のこうした体制に大きく影響すると結論づけている。

フレーム④はハーグ条約の加盟の重要性を論じつつ、その流れが、国内社会でも事例として增加傾向にある離婚後の親権問題（共同親権制度への移行）や、子どもへの面会交流の実現などを改めて問題化する内容となっている。このことは、国際問題としてのハーグ条約の加盟が、日本国内の民法の改正に影響を及ぼすこと、その動きが、現在日本国内で上記の問題解決に向けて取り組んでいる動きに肯定的な影響を及ぼすことになるだろう、という理解の枠組みを提供している。また、先ほども論じたように、このフレーム④は、フレーム①の国際問題の早期解決という枠組みに対して、より幅広い歓心を得るために参照されるフレームである。その一方、このフレーム④そのものが、フレーム①から③のそれぞれを参照しながら、この国内問題に対する認識の必要性と、その重大さを強調するような構造となっている。

#### おわりに：ハーグ条約加盟問題のメディア・フレーム分析から見えるもの・見えないもの

今回のハーグ条約加盟問題に関する一連の報道のメディア・フレーム分析では、個別のフレームが時系列的に単線で変化するというよりも、互いに相互参照しながら、個別のフレームが提供する理解の枠組みを支援するように機能しているといえる。このことは、わずか数年間ではあるが、こうした報道を通して、この問題への関心が社会で深まつたことや、この問題が決して国際結婚や国際離婚を経験した社会的少数派だけの問題ではない、自身の家族や家庭にも密接に関連する問題として認知されてきていることを示す。そのことは、メディア自身が独立的な変数として機能しているだけではなく、この問題に関心を持つ、あるいは目を向けるようになったオーディエンスの反応や解釈を反映した結果であるといえる。今日のメディア・フレームの分析は、こうした「生産手段としてのコミュニケーション手段」（ウィリアムズ）としての側面をますます強めつつあるのではないだろうか。

本稿で提示した4つのフレームは、当然ながら日本国内におけるハーグ条約の加盟をめぐる問題を類型化したものであり、実際に報道された記事の中には、当然ながらこうした類型化に適合しないフレームが必要なものもあった。あるいは、本稿で用いたフレームを複数持つような内容の記事もあった。そのため、本稿では相互参照的なモデルを提示したが、これに関しては、今後さらに精密化する必要があるだろう。また、フレーム分析は、メディアにより表象される内容の変化や広がりについて体系的な理解を得る手段ではある。また、シュフェルが提示したメディア・フレーム分析のカテゴリには、こうしたフレームの動態的な形成や、それを読み取るオーディエンスが構築するフレームへ注目するような方法論が見受けられる。そのことは、フレーム分析の先駆けとして、ゴフマンが提示したフレーム概念、すなわちある特定の状況で、お互いが能動的に参加しながら理解の枠組みを維持・運用していくという点につながる

日本の「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）」批准をめぐる  
報道内容のメディア・フレーム分析：全国紙掲載記事を対象として

といえよう。オーディエンスの読み取り、あるいは再解釈がどのように影響するのかについては、さらに議論を深める必要がある。

最後に、ハーグ条約の加盟をめぐるメディア・フレームを通して明らかにされる問題が、現実の社会でどのような構造（あるいは条件によって）発生しているのか、さらに分析を進める必要がある。メディア・フレームは、現実に起きた事象を理解するためのテ出するとなるばかりではなく、そこから関連する社会問題や、その背景に隠れた問題を前景化することにも寄与する。今回のハーグ条約加盟についての問題は、日本社会のグローバル化、それと関連する日本の現行の法制度の問題と課題、そして社会に根ざす家族観とその変容を表出した。この日本のハーグ条約をめぐる報道は、この問題を国際問題として共有しながらも社会的・文化的な文脈が異なる海外で、どのようなメディア・フレームにより報道されているかという考察が次の課題であろう。こうした国際的なメディア・フレームの比較分析の後、改めて、それらのフレームから抜け落ちている理解の枠組みとは何なのか、そこからこの国際的な子どもの連れ去りとハーグ条約の加盟をめぐる新たな問題を考察する手がかりがうかがえるのではないだろうか。

## 注

- 1 MSN産経ニュース、(2013年1月16日),『首相「ハーグ条約」加盟表明へ 日米同盟の再強化印象づける狙い 首脳会談』, 1月16日, 2013年1月20日閲覧。  
<http://sankei.jp.msn.com/politics/news/130116/plc13011601370000-n1.htm>
- 2 朝日新聞, 2011年5月19日朝刊,『ハーグ条約に加盟方針、国際離婚の子、連れ帰りを規制、菅政権』, 1頁.
- 3 MSN産経ニュース, 2013.
- 4 Ito, Masami. (2012年12月4日), "Kada's party backs Hague treaty, monthly child support | The Japan Times Online" 2012年12月4日閲覧。  
<http://www.japantimes.co.jp/text/nn20121204a7.html>
- 5 外務省, 2013,『外務省主催シンポジウム ハーグ条約シンポジウム 一国際家事調停の在り方を巡って』, 2013年1月20日閲覧。  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/symp\\_jp\\_130116.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/symp_jp_130116.html)
- 6 朝日新聞, (2011年2月9日朝刊),『「日本もハーグ条約加盟を」ジェイコブス米担当大使』, 4頁.
- 7 松尾寿子, 2005,『国際離婚』, 集英社.
- 8 朝日新聞, (2009年10月17日夕刊),『ハーグ条約への加盟求める 欧米8ヶ国の大使ら、千葉法相に』, 10頁.
- 9 Silverstone, Rodger, 1999, Why Study the Media?, London, Thousand Oaks and New Delhi: Sage Publications. (=2003, 吉見俊哉・伊藤守・土橋臣吾訳『なぜメディア研究か—経験・テクスト・他者』, せりか書房, p22.)

- 10 Silverstone, 前掲.
- 11 Hall, Stuart, 'Encoding/decoding,' in Stuart Hall, Dorothy Hobson, Andrew Lowe and Paul Wills (eds.), 1980, *Culture, Media, Language*, London: Hutchison with the Centre for Contemporary Cultural Studies, 128-138.
- 12 Fiske, John, 1987, *Television Culture*, London and New York: Routledge. (=1996, 伊藤守・藤田真文・常木暎生・吉岡至・小林直毅; 高橋徹訳『テレビジョン・カルチャー』, 桦出版社.)
- 13 Ang, Ien, 1996, *Living Room Wars: Rethinking media Audience for a Postmodern World*, London and New York: Routledge.
- 14 吉見俊哉, 1994, 『メディア時代の文化社会学』, 新曜社.
- 15 Goffman, Ervin, 1974, *Frame Analysis: An Essay on the Organization of Experience*, New York: Harper Colophon Books, 10-11.
- 15 Entman, Robert M. 1993, "Framing: Toward a Clarification of a Fractured Paradigm", *Journal of Communication*, 43(4), 51-58.  
Scheufele, Dietran A., 1999, "Framing as a Theory of Media Effects", *Journal of Communication*, Winter, 103-122.
- 16 大石裕, 2007, "メディア・フレームと社会運動に関する一考察", 『三田社会学』, 第12号, 19-31.  
三谷文栄, 2011, "日韓国交正常化交渉をめぐるメディア言説の変遷: 政治的正当化とフレーム分析の観点から", 『法学政治学論究: 法律・政治・社会』, 91, 81-113.
- 17 大石, 前掲. 三谷, 前掲.
- 18 Scheufele, 前掲.
- 19 Williams, Raymond, 1980, 'Means of Communication as Means of Production', in *Problems in Material Culture*, London: Verso. (=2001, 小野俊彦訳「生産手段としてのコミュニケーション手段」吉見俊哉編『メディア・スタディーズ』, せりか書房, 41-54.)
- 20 同掲, 41頁.
- 21 このようなメディア・フレーム形成論の定義については、以下の文献を参照。  
鳥谷昌弘, 2001, "フレーム形成過程に関する理論の一考察—ニュース論の統合化にむけて", 『マス・コミュニケーション研究』, (58), 78-93.
- 22 Hague Conference on Private International Law, 1980, *Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction*, 2013年1月20日閲覧.  
[http://www.hcch.net/index\\_en.php?act=conventions.text&cid=24](http://www.hcch.net/index_en.php?act=conventions.text&cid=24)
- 23 Yonhap News Agency. (2012年12月13日), "S. Korea joins international treaty against parental child abductions", 2013年1月4日閲覧.

日本の「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）」批准をめぐる  
報道内容のメディア・フレーム分析：全国紙掲載記事を対象として

<http://english.yonhapnews.co.kr/news/2012/12/13/74/020000000AEN20121213009800315F.HTML>

- 24 外務省, (年度不明), 『国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約』, 2013年1月20日閲覧.  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty180\\_11.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty180_11.pdf)

- 25 外務省, 2012, 『ハーグ条約概要』, 2013年1月20日閲覧.

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/hague/pdfs/shiryo02.pdf>

- 26 同掲.

- 27 日本弁護士連合会, 2011, 『国際的な子の奪取に関するハーグ条約関係裁判例についての委託調査報告書』, 2013年1月20日閲覧.

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/hague/pdfs/hokoku\\_h23\\_03.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/hague/pdfs/hokoku_h23_03.pdf)

- 28 西谷祐子, 2011, 『「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」の調査研究報告書』, 2013年1月20日閲覧.

<http://www.moj.go.jp/content/000076994.pdf>

大谷美紀子・相原佳子・磯谷文明, 2011, 『ハーグ条約「担保法」検討のための基本的視点』, 2013年1月20日閲覧.

<http://www.moj.go.jp/content/000076995.pdf>

- 29 外務省, 2011, 『「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（ハーグ条約）（アンケート調査の結果）』, 2013年1月20日閲覧.

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/2/0202\\_03.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/2/0202_03.html)

- 30 ここで寄せられた各種意見は、必ずしもハーグ条約の意図やその効力を十分に理解した上で発せられたものばかりではない。また、このアンケート調査が実施された2010年の時点では、日本国内で（あるいは日本語で）ハーグ条約について十分な情報が流通していたわけではないため、そうした状況下での発言として考察する必要がある。ただし、この条約についてより具体的な情報提供が行われるようになった現在でも、条約加盟に反対する声があるのもまた事実である。また、このアンケートの中で反対意見の理由として挙げられた。

- 31 日本弁護士連合会, 2011, 『国際的な子の連れ去りに関するアンケート調査結果』 2013年1月20日閲覧.

[http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba\\_info/publication/data/2011child\\_abduction-enquete.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/publication/data/2011child_abduction-enquete.pdf)

- 32 <http://www.kansai-u.ac.jp/ILS/news.cgi?id=20120301134409>

- 33 ジョーンズ, コリン P., 2011, 『子どもの連れ去り問題 日本の司法が親子を引き裂く』, 平凡社.

- 34 門広乃里子, 2011, “子どもと親に関わる最近の法状況を契機として一企画趣旨”, 『法律時報』 83(12), 4-9.

鳥居淳子, 2011, “家族の国際化の子の保護に関するハーグ条約の対応”, 『国際問題』 607, 1-4.

- 35 渋谷元宏・渋谷麻衣子, 2012, 『親権・監護権をめぐる法律と実務 民法の一部改正（親権停止制度等）を踏まえて』, 清文社.

- 36 ジョーンズ, 前掲.

- 37 BACHome, 2012, “Bring Abducted Children Home (BACHome)”, 2012年1月25日閲覧.

<http://www.bachome.org/>

- 38 こうした団体の代表として、例えば以下を参照。「共同親権運動ネットワーク（kネット）」。

<http://kyodosinken.com/>

- 39 例えば以下の先行研究を参照。

三谷文栄, 2011, 「日韓国交正常化交渉をめぐるメディア言説の変遷—政治的正当化とフレーム分析の観点から—」『法政治学論究』, 第91号, 81-113.

- 40 朝日新聞, (2004年3月22日朝刊), 『国際離婚 子供の問題で協力をトミー・トンプソン（私の視点）』, 10頁.

- 41 朝日新聞, (2008年5月8日朝刊), 『離婚・・・子に会いたい、親たち連携、『共同親権』求める動き』, 27頁.

- 42 朝日新聞, (2008年5月9日夕刊), 『国際結婚の夫婦が破綻、無断の子連れ帰国を防止、政府、国際条約を締結へ』, 2頁.

- 43 読売新聞, (2008年9月2日東京朝刊), 『国際結婚の離婚後のトラブル 子の「連れ去り」帰国が問題に』, 15頁.

- 44 毎日新聞(西川恵), (2008年10月25日東京朝刊), 『グローバル・アイ：国際結婚と子の親権 連れ帰れば「幼児誘拐罪」』, 6頁.

- 45 每日新聞(西川恵), (2008年11月1日東京朝刊), 『グローバル・アイ：続・国際結婚と子の親権 ハーグ条約に加盟を』, 6頁.

- 46 每日新聞, (2009年9月5日夕刊), 『破局後の子供連れ去り、高額弁護士、心身に負担、母親たち悲痛な訴え』, 9頁.

- 47 每日新聞, (2009年10月13日東京夕刊), 『国際離婚：福岡・柳川で子ども連れ去り・・・父親逮捕、米で波紋、外交問題に発展も』, 11頁.

- 48 読売新聞, (2011年10月27日), 『親権争い 米で身柄拘束 長女連れ去り 国際離婚の日本女性』, 11頁.

- 49 朝日新聞, (2009年10月17日夕刊), 『欧米「日本も条約を」国際離婚の破綻、トラブル増加』, 10頁.

- 50 朝日新聞, (2010年10月2日朝刊), 『(地球24時) 国際離婚後の子供連れ去り、米下院が日本非難決議』, 6頁.

朝日新聞, (2011年2月3日夕刊), 『国際結婚の破局による子どもの連れ帰り、日本に対応要求 キャンベル米国務次官補』, 8頁.

朝日新聞, (2011年2月10日朝刊), 『日本のハーグ条約加盟を要望11カ国・機関の大失態』, 4頁.

- 51 每日新聞, (2011年2月3日朝刊), 『深読み・国際報道：仏政府動かした自殺＝パリ支局・福原直樹』, 5頁.

- 52 朝日新聞, (2011年2月16日朝刊), 『ハーグ条約加盟を期待 日欧EPAへ譲歩必要 フォールー仏大使インタビュー』, 4頁.

- 53 読売新聞, (2011年3月11日東京朝刊), 『沖縄訪問が必要だ 松本新外相に聞く』, 2頁.

- 54 每日新聞, (2012年5月1日東京朝刊), 『日米首脳会談：防衛協力強化 日米関係修復めざす 財政難で協力不可欠』, 2頁.

日本の「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）」批准をめぐる  
報道内容のメディア・フレーム分析：全国紙掲載記事を対象として

- 55 每日新聞、(2012年5月9日東京夕刊),『北朝鮮・拉致問題：「ハーグ」と拉致、結びつけない－米国務省』, 6頁.
- 56 朝日新聞、(2009年11月20日朝刊),『(私の視点) 子の連れ去り 「子どもの人権」議論を 大谷美紀子』, 17頁.
- 57 朝日新聞、(2011年6月23日朝刊),『(私の視点) ハーグ条約 子どもの福祉の担保を コリン・ジョーンズ』, 13頁.
- 58 朝日新聞(井上末雪・鶴岡啓), (2009年7月15日朝刊),『国際結婚破綻した親と子、連れ去り防止に、日本苦慮 条約、欧米が加入圧力』、5頁.
- 59 每日新聞、(2010年3月8日),『社説：国際親権紛争 まず実態把握が必要だ』, 5頁.
- 60 朝日新聞(倉重奈苗・鶴岡正寛), (2011年5月21日朝刊),『子の福祉、どう守る ハーグ条約加盟へ閣議了解 親には賛否両論』, 37頁.
- 61 朝日新聞(杉山真理子), (2009年11月24日朝刊),『(事件、追う迫る) 母は誘拐犯になった 国際結婚破綻、「娘と帰国するしかなかった』, 33頁.
- 62 每日新聞(酒井雅浩), (2011年4月27日大阪朝刊),『ニュースUP：ハーグ条約加盟を危惧する母親たち』, 17頁.
- 63 每日新聞、(2012年1月21日東京朝刊),『社説：ハーグ条約 子の幸せ守る制度に』 5頁.
- 64 読売新聞、(2012年1月14日東京朝刊),『[社説] ハーグ条約 子どもの利益優先で法整備を』, 3頁.
- 65 その具体例として、先ほど参照した、コリン・ジョーンズ氏によるオピニオン（朝日新聞、(2011年6月23日朝刊)）が挙げられる。
- 66 朝日新聞、(2011年5月26日朝刊),『ハーグ条約遵守、日本を疑う声も、米下院公聴会』, 4頁.
- 67 朝日新聞、(2012年8月7日朝刊),『ハーグ条約、審議進まず 野田周桑、早期締結を対米公約』, 4頁.
- 68 朝日新聞、(2011年8月25日朝刊),『終盤国会、法案棚上げ 会期末まで空転へ強行採決に自公反発』, 4頁.
- 69 読売新聞、(2012年10月29日東京朝刊),『[スキャナー] 衆院補選与党敗北前哨戦自民手応』, 3頁.
- 70 朝日新聞、(2012年11月17日朝刊),『「温室ガス25%減」廃案具体的計画失う恐れ法案成立は10本衆院解散』, 5頁.  
毎日新聞、(2012年11月17日東京朝刊),『臨時国会：91法案が廃案に 温暖化対策など、国際的影響も』, 5頁.  
読売新聞、(2012年11月17日朝刊),『臨時国会で成立した法案』, 15頁.
- 71 朝日新聞、(2008年5月8日朝刊), 前掲.
- 72 每日新聞(西川恵), (2009年10月24日東京朝刊),『グローバル・アイ国際結婚と家族観「共同親権」が世界基準に』, 9頁.
- 73 読売新聞、(2010年2月6日東京朝刊),『[離婚後の親子] 読者の反応 面会交流 揺れる親』, 15頁.
- 74 読売新聞、(2012年4月5日東京朝刊),『[引き裂かれる子どもたち] (4)「連れ去り大国」に非難(連載)』, 34頁.
- 75 読売新聞、(2012年10月23日東京朝刊),『[きしむ親子] (2)実の娘 連れ戻し「有罪」 親権争い(連載)』, 39頁.